

①建築物（建築物に附属する垣、さく、へいを除く。）の新築、増築又は改築

対 象	景 観 形 成 基 準
敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ、壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めましょう。 ・敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置しましょう。 ・樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮しましょう。
形 態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態としましょう。 ・周辺の建築物と調和した屋根（勾配や向き）等とし、連続した街並みを乱さないよう努めましょう。 ・太陽光発電設備等を屋根の上や壁面などに設置する場合は、道路などの公共空間から望見できる場所には設置しないよう努めましょう。やむを得ず、道路などの公共空間から望見できる場所に設置する場合は、屋根や壁面と一体的な形態としましょう。 ・勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備等のパネルが当該屋根の外縁部より外側にはみ出さないものとし、屋根に密着させましょう。 ・陸屋根に別途設置する場合は、パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退させましょう。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとしましょう。 ・壁面に設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側にパネルがはみ出ないようにしましょう。 ・屋上に設ける設備は、できる限り目立たない位置に設けるとともに、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮しましょう。ただし、これによるのが難しい場合は、目隠し措置を講じるなど修景措置を図りましょう。 <div data-bbox="1070 645 1449 972"> <p>■周辺の建築物に配慮し、勾配屋根としたコンビニエンスストアの例</p>  </div> <div data-bbox="1070 994 1449 1346"> <p>■道路などの公共空間から見えない位置に設置された太陽光発電設備の例</p>  </div>
意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮しましょう。 ・大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めましょう。 ・太陽光発電設備等を屋根の上や壁面などに設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠や周辺環境と調和したまとまりのあるデザインにしましょう。

対 象	景 観 形 成 基 準												
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、できる限り落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図りましょう。 ・ 外観及び屋根の基調色は、次の色彩の基準に配慮しましょう。 <table border="1" data-bbox="552 360 1437 636" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">有彩色 (マンセル値による)</th> <th style="width: 25%;">明 度 (下限値)</th> <th style="width: 25%;">彩 度 (上限値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相^{※1}</td> <td>3以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他 (緑・青・紫系)の色相^{※1}</td> <td>3以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>3以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 屋根の基調色については、彩度のみとします。 ⇒ しっくい、紅柄などの自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合は、この限りではありません。 ・ 太陽光発電設備等のパネルは、黒又は濃紺若しくは彩度2以下で低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとしましょう。 ⇒ パネルが設置される屋根や壁面と調和すると認められる場合は、この限りではありません。 ・ 付属設備は、周辺景観と調和した色彩としましょう。 ・ 外壁に設置する場合は、他の外壁についても、パネルおよび周辺景観と調和した色彩となるよう配慮しましょう。 ・ 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を考慮しましょう。 ・ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう考慮しましょう。 <p>※1 色相：P20 参照</p>	有彩色 (マンセル値による)	明 度 (下限値)	彩 度 (上限値)	R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相 ^{※1}	3以上	6以下	その他 (緑・青・紫系)の色相 ^{※1}	3以上	3以下	無彩色	3以上	—
有彩色 (マンセル値による)	明 度 (下限値)	彩 度 (上限値)											
R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相 ^{※1}	3以上	6以下											
その他 (緑・青・紫系)の色相 ^{※1}	3以上	3以下											
無彩色	3以上	—											
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観になじみ、耐久性及び耐候性に優れた素材を使用しましょう。 ・ 冷たさを感じさせる素材又は反射光のある素材を壁面などの大部分にわたって使用することは避けましょう。 ・ 周辺の建築物に用いられている素材若しくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮しましょう。 												
敷 地 の 緑 化 措 置 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内の空地は、できる限り緑化措置を講じるとともに、適切な管理に努めましょう。 ・ 敷地面積が1ha以上のもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）は、原則として、それらの敷地面積の20%以上を、敷地面積が1ha未満のものについては、敷地面積から建築面積を引いた面積の20%以上を緑化しましょう。 ・ 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行いましょう。 ・ 大規模建築物については、周囲に与える威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種や樹木を選び、その植栽位置を考慮しましょう。 ・ 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種に配慮しましょう。 												
樹 木 等 の 保 全 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に生育する樹林については、できる限り残しましょう。ただし、やむを得ず樹林を伐採する必要がある生じたときは、必要最小限にとどめるとともに、地域の植生に配慮しつつ、代替植生に努めましょう。 ・ 樹姿や樹勢が優れた既存の樹木は、できる限り修景に活かし、やむを得ない場合は、移植の適否を判断し、周辺に移植しましょう。 												

②次に掲げる工作物の新築、増築又は改築

(原則として、建築物の新築、増築又は改築の基準に準じる。)

ア) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他給水に関する施設

アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設、石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

彫像その他これに類するもの(ただし、芸術作品展など一時的に設置するものを除く。)

メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

イ) 汚水又は廃水进行处理する施設

ウ) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)

エ) 太陽光発電設備その他これらに類するもの

景 観 形 成 基 準

・原則として、「中山道景観形成推進地域」及び「東海道景観形成推進地域」の景観形成基準に配慮しましょう。

オ) 垣、さく、へい(建築物に附属するものを含む。)その他これらに類するもの

景 観 形 成 基 準

・周辺景観及び敷地内の状況に調和した形態及び意匠としましょう。
・道路に面して設ける場合は、できる限り生け垣(樹木)を用いましょう。
・けばけばしい色彩とせず、できる限り落ち着いた色彩とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図りましょう。

カ) 擁壁

景 観 形 成 基 準

・原則として、「中山道景観形成推進地域」及び「東海道景観形成推進地域」の景観形成基準に配慮しましょう。

③建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

④木竹の伐採

⑤屋外における物件の堆積

⑥土地の区画形質の変更

景 観 形 成 基 準

・原則として、「中山道景観形成推進地域」及び「東海道景観形成推進地域」の景観形成基準に配慮しましょう。